

公立大学法人青森公立大学奨学寄附金規程

平成21年11月9日

規程第143号

改正 令和 元年 7月規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）における奨学寄附金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「奨学寄附金」とは、青森公立大学における教育、学術研究、地域貢献若しくは国際交流に係る活動を奨励し、又は法人の業務の実施を支援することを目的として寄附される現金及び有価証券（補助金、交付金その他これらに類するものを除く。）をいう。

(受入れの制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する条件が付されている奨学寄附金は、これを受け入れることができない。

- (1) 奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に無償で譲渡し、又は使用させること。
- (3) 奨学寄附金の使用について、寄附者が検査を行い、又は報告を求めること。
- (4) 寄附の申込み後、寄附者がその意思により寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他理事長が特に支障があると認める条件

(寄附の申込み)

第4条 奨学寄附金を寄附しようとする者は、奨学寄附金申込書（様式第1号）により、当該寄附を理事長に申し込むものとする。

(受入れの決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申込みがあった場合において、その内容が適当と認めるときは、当該申込みに係る奨学寄附金の受入れを決定するものとする。

2 理事長は、前項の受入れを決定するに当たっては、必要に応じ、教育研究審議会又は経営審議会の意見を聴くものとする。

3 理事長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、奨学寄附金受入承諾書（様式第2号）により、寄附者に通知するものとする。

(受領書の交付)

第6条 理事長は、奨学寄附金を受領したときは、奨学寄附金受領書（様式第3号）を寄附者に交付するものとする。

（奨学寄附金の使途）

第7条 奨学寄附金について使途が特定された場合は、当該使途に従い奨学寄附金を使用するものとする。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の使途を変更することができる。

(1) 奨学寄附金の目的が達成され、その残額を他の使途に使用しようとする場合

(2) その使途において業務の担当職員が指定されている奨学寄附金について、当該指定を変更しようとする場合

3 理事長は、前項の変更をしようとする場合において、その使途が寄附者により特定されたものであるときは、当該変更についてあらかじめ寄附者の同意を得るものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成21年11月9日から施行する。

附 則（令和元年規程第29号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年7月12日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に存するこの規程の改正前のそれぞれの規程に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第2号（第5条関係）

奨学寄附金受入承諾書

年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

年 月 日付けでお申込みいただきました奨学寄附金につきましては、
ありがたくお受けすることとなりましたので、御通知申し上げます。

つきましては、奨学寄附金を下記口座へお振込みくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 寄附金額 円
2. 振込口座
- | | |
|------|-----------------|
| 金融機関 | 青森銀行 問屋町支店 |
| 口座種別 | 普通預金 |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | 公立大学法人青森公立大学理事長 |

なお、誠に恐れ入りますが、振込手数料につきましては、御負担くださいますようお願い申し上げます。

様式第3号（第6条関係）

奨学寄附金受領書

年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

年 月 日付けでお申込みいただきました奨学寄附金につきましては、
年 月 日に御入金いただきましたので、受領書を送付させていただきます。

この度の御寄附に心から感謝申し上げますとともに、頂きました奨学寄附金を御寄附の目的に役立たせていただきます。